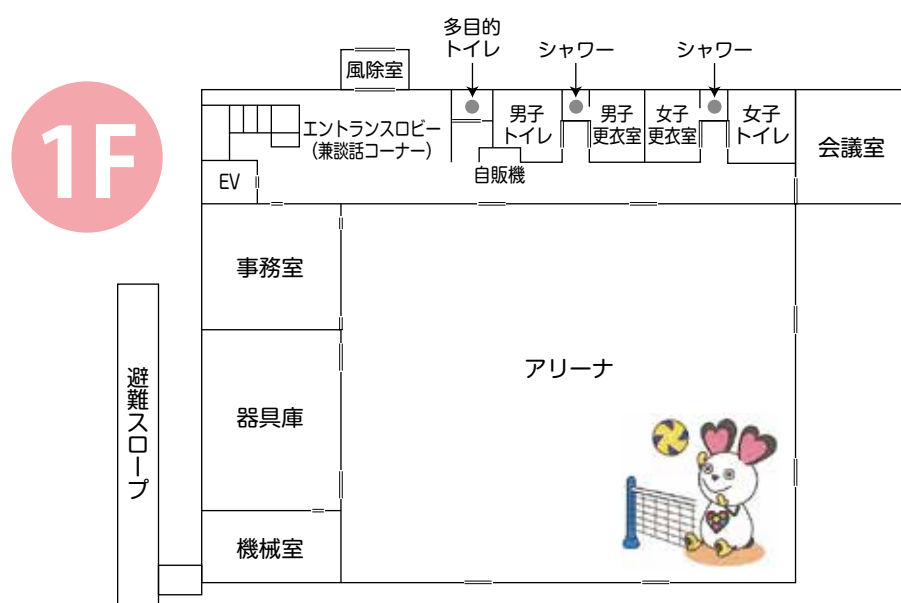


注意事項

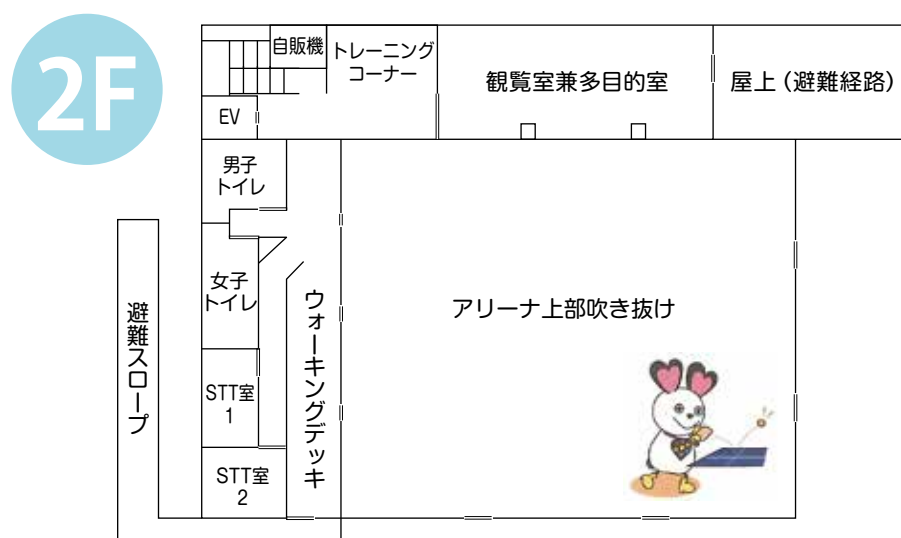
- スポーツ活動以外の目的で利用する場合には、利用を制限することがあります（例：営利・宣伝広告・撮影等）。政治・宗教目的での利用はできません。
- 中学生以下の児童・生徒は、保護責任者の付き添いが必要です。また、ご自身のみでご利用が難しい方は、介助者の付き添いをお願いする場合があります。
- 施設、設備等を破損・汚損・紛失した場合には、弁償してもらうことがあります。
- その他、管理上支障があると認められる場合には、利用を制限することがあります。



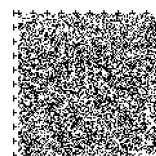
アリーナ



トレーニングコーナー



ウォーキングデッキ



障害者スポーツセンター設置の趣旨

障害のある方が気軽に利用することができ、障害者スポーツを通して地域の方々と交流ができる施設として、とちぎ福祉プラザ敷地南側に「障害者スポーツセンター（愛称：わかかさアリーナ）」を設置しました。

スポーツ施設としてはもとより、障害者スポーツに関する情報の発信など、障害者スポーツ振興のための拠点として機能するよう、効果的な運営や活用を目指していきます。

開館時間

午前9時から午後9時

休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日にあたるときは、その翌日）
12月29日から翌年1月3日

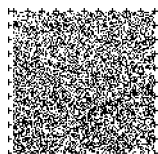
設備・機能の概要

障害者スポーツセンターでは次のような施設を利用することができます。

施設名称	主な利用方法
アリーナ（約950㎡）	●バスケットボールコート 1面 ●ボッチャコート 4面 ●バレーボールコート 2面 ●シッティングバレーコート 3面 ●バドミントンコート 2面 ※半面ずつの利用もできます
STT室（2室）	●サウンドテーブルテニス（視覚障害者卓球）専用室
観覧室兼多目的室	●2階からアリーナを観覧 ●ダンスなど多目的な利用ができます
会議室（約60㎡）	●会議室（定員32人） ●打合せ等に利用できます
トレーニングコーナー等	●筋力トレーニング設備（アームエルゴメーター設置） ●手すり付ウォーキングデッキ（約81㎡）

障害のある方への配慮

- 身体障害者専用駐車場
- 車椅子対応更衣室・シャワー室
- オストメイト対応多目的トイレ（1か所）
- 男女別障害者用トイレ
- 館内点字案内板・誘導ブロック
- 屋外避難用スロープ
- 冷暖房空調完備



利用料金表

● 専用利用（団体）の場合

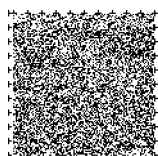
施設区分 \ 利用時間区分		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
アリーナ	全 面	3,800円	5,720円	3,810円	3,810円
	半 面	1,900円	2,860円	1,900円	1,900円
サウンドテーブルテニス室		1,250円	1,670円	830円	830円
観 覧 室 兼 多 目 的 室		1,900円	2,860円	1,900円	1,900円
会 議 室		1,560円	2,080円	1,030円	1,030円

● 普通利用（個人）の場合

施設区分 \ 利用時間区分	単 位 (1人1回につき)	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
ア リ ナ サウンドテーブルテニス室 観 覧 室 兼 多 目 的 室	高校生等以下	220円	220円	220円
	その他の者	430円	430円	430円
ト レ ー ニ ン グ コ ー ナ ー	高校生等以下	270円	270円	270円
	その他の者	530円	530円	530円

利用料金の免除

障害者、障害者 1 名につき 1 名の介助者、障害者団体等は利用料金の全額を免除します。
免除対象となるのは、例えば次のような方々です。
詳しくはお問い合わせください。



- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方、又は同等の障害がある方
- 障害者スポーツサークルのように、半数以上が障害者である団体

利用の流れ

● 専用利用（団体）の場合

利 用 申 込

- 1 電話・窓口・ホームページ上で、空き状況を確認し、利用申込をしてください。

〈団体で利用する場合の利用申込開始時期〉

- 障害者団体
利用日の3か月前の属する月の初日から利用日の前日まで
- それ以外
利用日の1か月前の属する月の初日から利用日の前日まで

利 用 申 請

- 1 利用申込後に、窓口・FAXで利用申請書を提出するか、インターネットで申請してください。
また、初めてご利用いただく際には、利用者概要を提出していただきます。
※なお、初回利用の際はインターネット申請はできません。
- 2 障害者団体等が利用料金の減免を受けようとする時には、障害者団体等登録票及び使用料免除申請書を提出してください。

利用許可及び 利用料金支払い

- 1 利用許可書と利用料金振込依頼書を送付しますので、利用料金をお振込みください。
※大会の開催等大人数での利用が見込まれる場合や、スポーツ以外の目的で利用をする際には、事前に打ち合わせを行います。

利 用

- 1 窓口にご利用許可書・利用料振込金受取書を提示してください。
※取消しや変更がある際には、所定の届出書を提出していただく必要がありますので、わかった時点でご連絡ください。利用日の前日までに提出がない場合は、利用料金の還付はできませんのでご注意ください。

利 用 後

- 1 利用した施設の清掃を実施し、職員立ち会いによる確認が済んでからお帰りください。

● 普通利用（個人）の場合

- 1 電話・窓口・ホームページ上で、空き状況を確認し、利用が可能な場合には窓口にて利用申込書を提出してください。
※個人で利用する場合は、事前の利用申込は不要です。
ただし、団体の利用が入っている場合には個人利用はできませんので、ご注意ください。

- 2 窓口で利用料金をお支払い後、ご利用が可能です。

- 3 利用後は、利用した施設の清掃を実施し、職員立ち会いによる確認が済んでからお帰りください。

